

紹介受診重点医療機関の皆さまへのお願い

都民・患者が、「紹介受診重点医療機関」を検索できるよう、
G-MISでの令和5年度医療機能情報の定期報告において、
次スライド記載の御対応をお願いします。

院内でご担当が異なる場合、恐れ入りますが、ご担当者様に
周知・情報共有して、御対応ください。

【令和5年度医療機能情報の定期報告】

令和6年1月22日（月）～2月29日（木）

※定期報告の御案内は1月19日（金）に、都から各医療機関様に発送しています。

G-MISでの「紹介受診重点医療機関」であることの報告方法について

- 1.(4)費用負担 「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」の「**特記事項**」欄に、**病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と御入力**ください。

【G-MIS報告ページ 1.(4)費用負担】

入力用
画面

1.(4) 費用負担等

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項

この欄（特記事項）に、
病院の場合は「紹介受診重点病院」、
診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と入力

- **令和6年4月から、医療情報ネットでの住民患者への公表画面**で、下図のとおり、「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」の「特記事項」欄に、「紹介受診重点病院」又は「紹介受診重点診療所」と表示されます。

【医療情報ネット（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）の画面】

都民・
患者向け
公表用
画面

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項	項目名	項目名
※本医療機関が紹介受診重点病院である場合、本欄に「紹介受診重点病院」と記載されます。		
	保険医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
	労災保険指定医療機関	指定自立支援医療機関（更生医療）
	指定自立支援医療機関（育成医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

この欄に「紹介受診重点病院」
又は「紹介受診重点診療所」と表示